

工事請負契約書

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 請 負 代 金 額 金 円也

うち工事価格 金 円也

取引に係わる消費税額 金 円也

4. 工 期 着 工 令和 年 月 日

完 成 令和 年 月 日

上記の工事(以下「本件工事」という。)について、注文者

(以下「甲」という) と、請負者株式会社網代建設 (以下「乙」という) とは、次の条項

により工事請負契約を締結し、その証として本書 2 通を作り、当事者記名押印のうえ

各自1通を保有する。

令和 年 月 日

注文者(甲) 住 所

氏 名

請負者(乙) 住 所

米沢市大字竹井1657番地の1
株式会社 網 代 建 設
代表取締役 網 代 正 行

氏 名

(総則)

第 1 条 乙は、本契約(本契約書、設計図及びこれに基づく工事内訳明細書を内容とする請負契約をいう。)に基づき本件工事を完成し、目的物を甲に引き渡し、甲は請負代金を支払う。

2 甲及び乙は、前項の設計図及びこれに基づく工事内訳明細書に記載されていない事項について本契約の内容とするときは、覚書を作成する。

(請負代金の支払い)

第 2 条 甲は乙に対し、以下のとおり分割して請負代金を支払う。支払方法は乙の指定する口座に振り込む方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。

(1) 契 約 金 (契約時)	金.....	円也.....
(2) 部 分 払 (上棟時)	金.....	円也.....
(3) 部 分 払	金.....	円也.....
(4) 引 渡 時 (完了時)	金.....	円也.....

(検査)

第 3 条 乙は、本件工事が完成したときは、甲に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに乙の立会いのもと検査を行う。

3 前項の検査により目的物が本件契約に適合しない場合、乙は、遅滞なく修補または改造して、改めて甲の検査を受けなければならない。

(引渡し)

第 4 条 乙は、前条の検査に合格したときは、目的物を甲に引き渡し、同時に、
甲は、第2条4号に定める請負代金残金を支払う。

(工事内容の追加・変更及び工期の変更)

第 5 条 甲は、合理的な理由がある場合または乙の合意がある場合は、本件
工事の内容を一部追加または変更することができる。

2 乙は、合理的な理由がある場合または甲の合意がある場合は、工期の
変更をすることができる。

(請負代金の変更)

第 6 条 甲または乙は、前条第1項の定めにより工事の一部追加または変更が
あったときは、相手方に対し、請負代金の変更を求める事ができる。

2 甲及び乙は、前項の定めにより請負代金の変更をするときは、協議の
うえ改めて工事内訳明細書を作成したうえで、その金額を定める。

3 第1項及び前項の定めにより請負代金が増加した場合、甲は、その
増加分を引渡し時の支払額に加算して乙に支払う。

4 第1項及び第2項の定めにより請負代金が減少した場合、甲は、第2条
第4号に定める引渡し時の支払額からその減少分を控除した残金を乙に
支払う。減少分が第2条第4号に定める引渡し時の支払額を超えるときは、
乙は、甲に対し、受領した請負代金と変更後の請負代金との差額を返還
する。返還の方法は甲の指定する口座に振り込む方法によるものとし、
振込手数料は乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第 7 条 甲は、乙に対して、目的物の引渡しから10年間、目的物のうち構造耐力

上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分の瑕疵について、瑕疵担

保責任(瑕疵の修補、代金の減額、損害賠償及び本契約の解除)を負う。

2 乙は、甲に対し、前項の瑕疵を知ったときから2年以内にその旨を通知

しない時は、その瑕疵を理由として、瑕疵の修補、代金の減額、損害賠償

の請求及び本契約の解除をすることができない。

(紛争の解決)

第 8 条 この契約について紛争を生じたときは、当事者はまず信義に則り誠実

に協議を尽くし、紛争の解決をはかる。

(管轄の合意)

第 9 条 この契約についての紛争を訴訟または調停によって解決を図る場合、

乙の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的

合意管轄裁判所とする。

(付則)

第 10 条 この契約書及び第1条1項並びに2項の書面に定めていない事項また

は、この契約につき疑義を生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定

める。